

令和2年陸別町議会第1回臨時会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年5月11日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和2年5月11日 午後0時18分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 8人	1	中村 佳代子	○		
	欠席 0人	2	三輪 隼平	○		
	凡例	3	久保 広幸	○		
	○ 出席を示す	4	谷 郁司	○		
	▲ 欠席を示す	6	多胡 裕司	○		
	× 不応招を示す	7	渡辺 三義	○		
	▲㊟ 公務欠席を示す	8	本田 学	○		
	会議録署名議員	渡辺 三義		中村 佳代子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝政			主任主査 竹島 美登里		
	法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻 秀隆	教 育 長	有田 勝彦	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂 政志		総 務 課 長	副島 俊樹	
	町 民 課 長	(棟方 勝則)		産 業 振 興 課 長	今村 保広	
	建 設 課 長	清水 光明		保 健 審 査 セ ン タ ー 次 長	丹野 景広	
	保 健 審 査 セ ン タ ー 次 長	丹野 景広		総 務 課 主 幹	菅原 靖志	
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名	教育委員会次長	空井 猛壽				
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					

会 議 の 経 過	別紙のとおり
-----------	--------

◎ 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第29号	陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第30号	陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
7	議案第31号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
8	議案第32号	陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第33号	令和2年度陸別町一般会計補正予算（第1号）

◎ 会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和2年陸別町議会第1回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。
議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。
野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。ことは、御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染予防対策により、各種総会などは書面会議となり、行事等も中止、あるいは延期となっておりますことから、お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。

なお、書面のほか、口頭で3件御報告申し上げます。

1件目は、5月3日に発生しました林野火災についてであります。

5月3日、午後2時55分、町民からトナム北3線で野火の通報があり、15時30分ころ、消防署員と産業振興課職員により、弥生地区の民有林にて山火の確認をしました。火災現場は、車両が進入できない場所であり、強風が加わり、夕方には近づくこともできないほどに火力が強くなるなど、消火作業には非常に手間取りましたが、北海道の防災へり、札幌市消防局のへり、消防職員、消防団員などの活躍により、翌日の4日、午後1時50分、約18ヘクタールを焼失しましたが、鎮火を確認したところであります。発火の原因は不明であり、現在、調査中であります。

2件目は、新型コロナウイルス関係であります。

4月7日の政府の緊急事態宣言を受けまして、当町も直ちに陸別町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところでありますが、今のところ、町内での感染者の発生はありません。しかしながら、不要不急の外出の自粛や密閉、密集、密接の三つの密を避ける行動の要請により、町内各事業者は非常に厳しい経営を余儀なくされておられ、町といたしましても陸別町商工会からの要請を受けまして、町内の経済対策を講じてい

るところであります。

まず、陸別町中小企業融資制度要綱及び経営安定資金利子補給金交付要綱を改正し、より融資を受けやすくしております。同時に商工会では、プレミアム商品券の発行を前倒しするとともに、特に客足が遠のき厳しさがます飲食店限定の40%のプレミアム率の商品券を新たに発行したところであります。

また、さらなる対策としまして、国が進める1人10万円を支給する特別定額給付金、児童手当の対象児童1人当たり1万円を上乗せして支給する子育て世帯への臨時特別給付金、また、休業を要請等に応じた事業者に対する支援金、休業協力・感染リスク低減支援金など、今臨時会に補正予算を計上しておりますので、後ほど御審議のほどよろしくお願いいたします。

現段階で、中止または延期を決定した町内の行事等について報告いたします。

オフロードバトル、スーパーターマック、町民植樹祭、陸別消防団春期消防演習、スターライトフェスティバル、札幌陸別会総会、リ・クリエーションサマーinりくべつ、敬老会は中止いたします。また、陸別保育所運動会は秋に延期し、そのときの状況により判断することといたしました。早目に中止と決定しているものもありますが、事前準備などもございますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、教育関係につきましては、後ほど教育長から報告がございます。

3件目につきましては、公用車による事故についてであります。

本年3月12日木曜日、午後1時24分ころ、帯広市西6条南6丁目の路上において、公務出張中の町職員が運転する公用車が、信号が赤で停車している車両の後部側方に衝突し、さらにその車両が前方の車両に衝突するという玉突きの車両及び人身事故が発生しました。公用車が衝突した車両は破損するとともに、運転していた女性も病院を受診し、打撲等により現在も通院中であります。また、そのさらに前方の車両は、破損はあったものの運転手と後部座席の同乗者にけがはありませんでした。

本件につきましては、公用車前方の車両の運転手が現在も通院中のため示談に至っておりませんが、さらに前の車両の運転手及び同乗者にはけがもなく、示談が整いましたので専決処分し、御報告させていただいているところであります。

今回の事故は、議会3月定例会の冒頭、別の交通事故発生によりおわびしたところですが、その直後に発生した交通事故であり、非常に遺憾であります。

本件につきましては、陸別町職員賞罰及び賠償審査委員会の意見の具申を受けまして、当該職員には職員の交通違反及び交通事故にかかわる処分に関する基準に基づき、口頭で注意するとともに、書面による嚴重注意処分を科したところですが、改めて全ての職員に対して交通事故に遭わない、起こさないよう、注意喚起してまいります。まことに申しわけございませんでした。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりであります。

次に、口頭で3点、報告いたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症関係であります。

陸別小学校と陸別中学校は、入学式後の4月20日から5月10日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休業としておりましたが、5月4日付北海道教育委員会教育長より、さらなる臨時休業延長の要請通知がありました。5月7日付で要請どおりとする決定をし、書面に記載のとおり、5月31日まで臨時休業期間を延長することといたしました。

学校関係行事のうち、小学校の運動会、中学校の体育祭につきましては、秋に延期を予定しております。また、この臨時休業期間中、学童保育所は、小学校長期休業中の期間と同様に午前8時から午後6時15分まで1日開所し、希望者の受け入れをしているところであります。また、各教育施設につきましても、5月31日まで引き続き感染拡大防止のため、取り組みをしております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、8月30日日曜日に開催予定でありました第53回町民スポーツレク大会、9月16日から9月25日に予定しておりました中学2年生を対象とした令和2年度陸別町中学生等海外研修派遣事業につきましては、大変残念ではありますが中止を決定いたしました。今後も感染症拡大防止に向けて取り組んでいくこととしております。

2点目は、令和2年5月1日現在の児童生徒数について報告いたします。

陸別小学校は10学級で、普通学級が6学級、特別支援学級が4学級であり、児童数は98人です。内訳は、1学年が7人で、普通学級が6人、特別支援学級1人です。2学年は17人です。3学年は21人で、普通学級19人、特別支援学級2人です。4学年は16人で、普通学級15人、特別支援学級1人です。5学年は17人で、普通学級14人、特別支援学級3人です。6学年は20人で、普通学級17人、特別支援学級3人です。

陸別中学校は5学級で、普通学級が3学級、特別支援学級が2学級であり、生徒数は44人です。内訳は、1学年が17人で、普通学級16人、特別支援学級1人です。2学年は14人です。3学年は13人で、普通学級11人、特別支援学級2人です。

以上が、児童生徒数であります。

次に、3点目は、令和2年3月、中学校卒業生の進路状況について報告いたします。

卒業生は13人であり、13人全員が高等学校進学であります。進学先の内訳につきましては、足寄高校が3人、本別高校が1人、北見市内の高校が5人、その他管外の高校が3人、道外の高校が1人であります。

以上が、進路状況であります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番渡辺議員、1番中村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和2年陸別町議会第1回臨時会の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

本臨時会に町長から提出のありました議案は、専決処分の承認2件、条例の一部改正4件、令和2年度補正予算の1件の計7件であります。

議案の内容を、総合的に勘案の上、協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由等が同一であるものについては一括して行うことにいたしました。

よって、議案第29号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例から議案第31号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの3件については、提案理由の説明をそれぞれ一括として受けることといたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は、各議案ごとに行うことにいたしましたので、

御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第27号専決処分の承認を求めることについて

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第27号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第27号専決処分の承認を求めることについてですが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴い、医療介護技術職員養成修学資金貸付条例及び陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたところであります。

その内容につきましては、議会に報告し、承認を求めるものであります。

条例の内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは、議案第27号につきまして、私のほうから説明させていただきます。

議案書3ページをお開きいただきたいと思えます。

専決処分をした内容につきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

ただいま、町長が専決理由で延べましたとおり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件、令和2年財務省告示第53号が告示され、令和2年4月1日から適用するとされたことに伴いまして、関係する二つの条例を

改正したものでございます。

本件につきましては、関連する条例を整理するため、医療介護技術職員養成修学資金貸付条例の一部改正を第1条として、陸別町新農業人育成に関する条例の一部改正を第2条として条立てで改正をしたものでございます。

条文を読み上げさせていただきます。

医療介護技術職員養成修学資金貸付条例の一部改正。

第1条、医療介護技術職員養成修学資金貸付条例（平成9年陸別町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中「年2.7%の割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率」に改める。

陸別町新農業人育成に関する条例の一部改正。

第2条、陸別町新農業人育成に関する条例の（平成12年陸別町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中「年2.7%の割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率」に改める。

大変申しわけございません。第2条の「陸別町新農業人育成に関する条例の」とありますが、この「の」を削除していただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後の医療介護技術職員養成修学資金貸付条例第9条及び陸別町新農業人育成に関する条例第10条の規定は、この条例の施行日以後の違約金の割合から適用し、同日前の違約金の割合については、なお従前の例による。

なお、今回改正された政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率は、年2.6%でございます。

以上でございます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第27号専決処分の承認を求めることについて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第28号専決処分の承認を求めることについて

○議長(本田 学君) 日程第4 議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第28号専決処分の承認を求めることについてですが、国の交付金等の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたところであります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) それでは、議案第28号専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。

6ページをお開きください。

令和元年度陸別町一般会計補正予算(第9号)。

令和元年度陸別町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,688万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億740万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

これより、事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明したいと思いますので、議案書16ページをお開きください。

16ページ、2、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金、これにつきましては、3,688万1,000円の追加の補正でありまして、その内容につきましては、説明欄に記載のとおり、各種基金への積み立てであります。

財政調整基金につきましては、今回、国の交付金等の額が確定したことにより、歳入が補正されているところでありますが、目的別に各基金に積み立てする額とのその差額3,188万9,000円を積み立てるものであります。次のふるさと整備基金につきましては、指定寄附金が1件50万円とふるさと納税10件21万円の合計71万円。いきいき産業支援基金は、優良家畜導入貸付金の償還金7頭分413万円とふるさと納税1件1万円の合計414万円。ふるさと銀河跡地活用等振興基金につきましては、ふるさと納税6件6万円。町有林整備基金は、ふるさと納税2件2万円。地域福祉基金は、ふるさと納税1件1万円。給食センター管理運営基金は、ふるさと納税5件5万円。森林環境譲与税基金は、確定によります2,000円の増額であります。

なお、議案説明書、資料ナンバー1に令和元年度基金別積立金の状況がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わりました。次に、歳入の説明に移ります。

11ページをお開きください。

11ページ、1、歳入であります。

歳入につきましては、先ほど町長からの説明にもありましたとおり、国の交付金等の額が確定したことに伴う補正となっております。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税は、確定による445万8,000円の増額の補正であります。

2項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税も、確定による180万円の減額。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税も、確定による2,000円の増額。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金も、確定による28万8,000円の減額であります。

次に、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金も、確定による2万2,000円の減額。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金も、確定による27万7,000円の減額。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金は、地方消費税交付金が133万6,000円の減額、社会保障財源交付金が90万7,000円の減

額、合わせまして確定による224万3,000円の減額であります。

次のページをごらんください。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金も、確定による89万1,000円の増額。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金も、確定による365万2,000円の減額。

9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金も、確定によります59万4,000円の減額であります。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税であります。令和元年度の特例地方交付税が2億2,580万3,000円で確定いたしましたので、4,580万3,000円の増額の補正であります。地方交付税につきましては、普通地方交付税が19億5,461万5,000円、特別地方交付税が2億2,580万3,000円、合計21億8,041万8,000円で確定をしております。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費補助金、528万7,000円の減額の補正であります。1節小学校費補助金と2節中学校費補助金につきましては、いずれも本年3月の議会におきまして繰越明許費として計上いたしました公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る補助金であります。これが議会閉会後に補助金の交付決定額が通知されました。これが減額により通知されましたので、その減額の補正であります。小学校分が281万円の減額、中学校分が247万7,000円の減額であります。

なお、この補助金の交付決定通知に伴いまして地方債も減額となっております。後ほど出てまいります。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金につきましては、86万円の増額の補正であります。内訳につきましては、1節総務費寄附金のふるさと整備資金は、指定寄附が1件50万円とふるさと納税分が10件21万円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税分が6件6万円。町有林整備資金も、同じくふるさと納税分で2件2万円の合わせて79万円であります。2節教育費寄附金は、給食センター管理運営資金で、ふるさと納税分が5件5万円。3節民生費寄附金は、地域福祉資金でふるさと納税が1件1万円。5節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金で、ふるさと納税分が1件1万円であります。

次のページをごらんください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目家畜導入貸付金収入につきましては、優良家畜導入貸付金の繰上償還金で、7頭分413万円の増額の補正であります。

次に、21款町債、1項町債、4目教育債は、510万円の減額の補正であります。これにつきましては、先ほど国庫補助金のところで説明しましたとおり、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の補助金の交付決定通知に伴う減額でありまして、

小学校分が270万円の減額、中学校分が240万円の減額であります。

以上で歳入が終わりまして、続きまして10ページをお開きください。

議案書10ページは、第2表地方債補正で、変更についてであります。

起債の目的、学校教育施設等整備事業の補正前の限度額1,310万円に対しまして、補正後の限度額800万円で、510万円の減額であります。

事業の内訳につきましては、記載のとおりでありまして、先ほど説明したとおりの内容でございます。

なお、利率につきましても、記載のとおりであります。

以上で、議案第28号を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第28号専決処分の承認を求めることについて、令和元年度陸別町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算補正全般について行います。

事項別明細書は、11ページから16ページまでを参照してください。

ありませんか。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） ちょっと確認なのですけれども、優良家畜導入貸付金償還金ということで413万円なのですけれども、これが7頭分とあるのですけれども、金額にすれば1頭当たり60万円平均という単純計算になるのですけれども、この乳牛7頭は、何年に入って、これは恐らく、一発の繰上償還に値するのかなという額面でないかなと思うのですけれども、多分5年の償還ではないような気がするのですけれども、いつ入った7頭で、どんな形なのか、教えてください。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 優良家畜導入貸付金償還金の413万円でございますが、こちらにつきましては、令和元年度の3月末で繰上償還したものでございます。頭数につきましては、先ほど申し上げたとおり7頭でございますが、導入時につきましては、一番最初の貸し付けが平成27年10月で、一番最後の貸し付けが令和元年7月、以上の7頭でございます。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） ということは、平成27年10月に導入した牛ということは、恐らく5年で償還していく形なのですけれども、令和元年7月ということは、償還を数回に分けないで、一発繰上償還したという形の考えでよろしいのですか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 平成27年に購入したものにつきましては、当然残元

金が11万8,000円の今回償還になっております。したがって、毎年度5年間にわたり繰り上げたものとなっております。一番最後の令和元年に購入したものに付きましても、1年分の償還は終わっております。残り4年運の繰上償還となっております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

10ページを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第29号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第6 議案第30号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

◎日程第7 議案第31号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第29号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例から日程第7 議案第31号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例まで3件を関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑、討論、採決は、議案ごとに行いますのであらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第29号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが、後期高齢者医療保険料の納期を変更するためなど、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第30号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより療養し、労務に服することができない被保険者に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第31号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険税の納期を変更するため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、議案第29号から議案第31号まで3件を一括して提案いたします。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第29号から議案第31号までの説明をいたします。

まず、議案説明書、資料ナンバー2をお開きください。

今回改正する3本の改正条例の改正の要旨です。改正点は2点です。

1点目は、納期の変更ということで、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の賦課業務を円滑にするために、普通徴収の納期を、変更前は第1期6月10日から30日までを、変更後は7月1日から31日に改めますと。第2期以降も1カ月繰り下げまして、最終の第8期は、1月1日から31日までを2月1日から2月28日ということに改正するものであります。

2点目は、傷病手当の支給に関する改正です。新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより療養し、労務に服することができない被保険者に対して傷病手当金を支給することができるように改正されます。傷病手当金の支給日数は、労務に服することができない日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数となります。1日当たりの支給額は、直近3カ月の給与合計額を就労日数で割った額の3分の2となります。

適用は、本年1月1日からで、最大限1年6カ月となっております。この制度によって支給された傷病手当金は、全額国費で補填されることとなっております。

以上で資料の説明を終わります。議案書に戻ります。

議案第29号です。

陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、同上第7号の次に次の1号を加える。

8号、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受け付けということで、後期高齢者医療は、北海道全域の広域連合で行っておりますので、広域連合の条例改正に伴いまして、陸別町はその受付業務を行うということで改正になりません。

第4条第1項を次のように改める。これは、先ほど説明した納期の改正であります。資料ナンバー3の新旧対照表をつけていますので、後にごらんください。

附則を読み上げます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第29号の説明といたします。

続きまして、議案第30号です。

陸別町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

保険給付の種類。

第7条、保険給付の種類は、法に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出産育児一時金の支給。
- (2) 葬祭費の支給。
- (3) 傷病手当金の支給。

この条例には、傷病手当金の支給に関する規定がありませんでしたので、今回その規定を加えるものであります。

その加えられた内容が、第9条の2として追加されております。

内容につきましては、先ほど説明したとおりの内容であります。

資料ナンバー4-1及び4-2の新旧対照表をつけていますので、後にごらんください。

なお、改正内容につきましては、陸別町国民健康保険運営協議会において、次の議案第31号とあわせまして書面議決により承諾を得ております。

附則を読み上げます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

以上で、議案第30号の説明といたします。

続きまして、議案第31号です。

陸別町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

これは、先ほどの説明のとおりで、納期の変更であります。

資料ナンバー5の新旧対照表をつけていますので、後にごらんください。

附則を読み上げます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第29号から議案第31号までの説明といたします。

以後、御質問等にお答えしてまいりますので、御審議をお願いいたします。

以上です。

- 議長（本田 学君） これから、議案第29号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第29号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
これから、議案第30号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
3番久保議員。

- 3番（久保広幸君） それでは、質問させていただきます。

この改正は、附則で改正するのではなくて、条例の本則に追加する方法をとっております。削除になっております第7条を保険給付の種類としたわけでありますが、そもそも削除される前の第7条、これは何を規定していたのか。そして、第9条の次に傷病手当金として新たな規定を加えているわけでありますが、今回新たに加えたということは、これまで国民健康保険条例では傷病手当金の取り扱いはなかったと、そのように理解してよろしいか。

それから、質問の2点目であります。この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したときなどに限定したものでありますが、傷病手当金はあくまでも業務内の場合であって、業務外の場合は医療従事者や介護従事者であります。業務に起因した場合は労災保険給付となるのか、お伺いいたします。

- 議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） まず、2点目です。労災との併用の関係ですが、労災給付が受けられる場合は労災のほうが優先されるということです。支給要件が、例えば3日の据え置きで4日目からとか、単価の関係は労災に準じていまして、労災は最大限8割

給付ですが、この条例では3分の2ということで、低い支給額になっています。

1点目の傷病手当は、条例がもともと記載がなかったので支給ができませんので、今回新たに加えるということであります。第7条の削除が今回追加されるのですが、実は、この条例は昭和34年に制定されて、もう33回ほど改正されています。7条がいつ削られたかというのは、ちょっと手元に資料がなくて、多分、昭和の時代の昭和50年代かその前の改正だと思しますので、手元に資料がありません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 一つ訂正させていただきます。先ほど、傷病手当金があくまでも業務内という言葉を使ったのですけれども、これは業務外ですね。私、間違いました。失礼いたしました。

あわせて質問させていただきますが、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応は、新型インフルエンザ等特別対策措置法の一部を改正する法律によって対応されているわけでありますが、附則に新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加しているわけでありますが、追加規定自体が施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は新型インフルエンザと見なすと、この見なすということで対応するわけであります。それで、政令でありますが、制令を見ましたら、令和3年1月31日ということになっております。そういうことで、傷病手当金についてもそういう時限、期間の定めがないのかお伺いいたします。

それから、傷病手当金は給与の支払いを受けている者に限るとなっておりまして、申請に当たっては雇い主の休業証明など、これらが申請の都度に必要になると思しますので、同じ国民健康保険の被保険者であっても、個人事業主、それからフリーランスの方は対象にならないと、そのような理解でよろしいか伺います。

それから、一応確認なのですが、先ほど傷病手当金の給付に関する財源は、給付全額について国の財政支援があるという説明でありました。したがって、以後の保険料には全く影響がないと、そのように理解してよろしいのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 3点目は、全額国費で賄いますので、保険料には影響はしません。

それと、期間ですが、いろいろな情報が入ってきているのですが、国の補填があるのは本年9月までという通知が1回来ていますので、それ以降は今のところ補填がないということなので、休業補償金も対象にならないという、そういう通知が来ております。

あと、あくまでも給与支給されている方ということの限定ですので、個人事業主の方は該当にならないということです。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 条例の規定の範囲でいけば、ただいまのような答えになるのだらうと思います。それで、先ほどの時限なのですが、一応9月30日にも確かに最初の

通知であったのは私も確認しております。それで、例えばこれに該当して傷病手当金を受給するようになった場合、最長1年6カ月なのですが、多分この9月30日は間違いなく超えるということの対応は当然出てくる必要があるのだらうと、そのように考えておりますので、答弁のほうはよろしいですが、そういう解釈でいいのかなと思っております。

それと、一つ確認なのですが、この取り扱いにつきましては、国民健康保険であります。それから、前に提案のありました議案第29号は後期高齢者医療保険であります。もう一つ、健康保険組合、いわゆる協会けんぽにつきましては、これまでも業務外の私傷病について長期休業をせざるを得ない場合については、傷病手当金の取り扱いがあったわけであります。ですから、協会けんぽについては、改めて協会けんぽでどのような対応をするかはわかりませんが、現行の傷病手当金の規定の中でコロナウイルス感染についても取り扱われると、そのように理解してよろしいのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 協会けんぽの保険は、うちで把握していませんので、ちょっとお答えできません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 確かに、今のような、担当部署としてはそういうお答えになると思いますが、恐らく町民の中の多くは協会けんぽの方なのだと思います。多分、質問があった場合は答えなければならないのではないかと思います。私に対する答弁は、以上でよろしいです。

終わります。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ただいまの社会保険の関係ですけれども、当然そのようなこともあると思いますので、当町としても、この後、確認をしておきたい思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 全世界的に新型コロナウイルスの関係で大変な、首相が言うに国難という形になっているのですけれども、やはり今後、国民が安心して生活していく上でのことを対策として考えなければならないと思いますので、国民健康保険については、今回こういう改正する条例が出されたのですけれども、私に入っている情報においては、町長の判断によって減免ができるというふうなものが通達としてきているわけなのですけれども、減免についての考えの捉え方としてはどういうふうに思っていますか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 減免の関係については、これから予算とかで経済対策関係も出てくるのでありますが、今の段階でこれをやりますというところまでは至っておりま

せん。今後、国や道の状況ですとか町内の状態を見ながら、留意して判断をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、お答え願ったように、減免については、国のほうから多分通達が来ると思うのですが、前年收入より7割減があった場合には、減免として取り上げられれば、国のほうで、自治体に減免した分の収入減を補填するというふうな情報も入ってきているのですが、その辺についての減免の取り上げ方について、もう一度考えを伺いたいと思うのですが、

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ただいまの議員の御質問で、国のほうで7割減の場合に減免の情報があるということですが、まだ当方にはそのような情報は来ておりませんので、確認ができれば、それに合わせた制度の改正とかも出てくるかもしれませんが、今の段階では情報がないので、何とも言えないところであります。

先ほども申し上げましたように、他の制度もいろいろ出てくるわけでありまして、そういったものも全体的に掌握しながら検討しなければならない事項だというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 国の対策が情報として入ってきていないということですが、私のほうにはそういうふうに入ってきているわけなのですけれども、国の対策というのはころころ変わります。そういう意味で、正確な情報というのは今後なってくるかと思うのですが、いずれにしても、未曾有な感染症に対して、経営が行き詰まって収入がないという形は、当然、国保の料金も払うに払えないという事態になってくるかと思うのです。そういう意味で、減免を取り上げるということは重要な、次の生活をしていくというか、次年度から生活をしていく上で必要なことだと思いますので、国の通達があった段階で早急に、町としても、7割以下になった世帯に対して減免するという姿勢をひとつ示していただきたいと思います。あくまでも国から補填されますから、国がそういうことをしないということになればちょっと無理があるかと思うのですが、ある場合には大いに取り上げて、次の事業が継続できるような形を私としては早急にやってほしいと思いますので、答弁としては、国の対策待ちということでもらいたいと思うのですが、その辺についての考えはどうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども副町長のほうから答弁いたしましたが、まだ国のほうから来ていませんので、来次第、真剣に、こちらのほうでも町民の皆様がそういう困ったことに対しては町としてもしかるべき協力をしていくのは当たり前のことでございますから、スピーディーに考えていきたいなど、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第30号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 8 議案第 32 号陸別町新農業人育成に関する条例の一部
を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第 8 議案第 32 号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 32 号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例についてですが、農業の担い手確保及び支援のため、所要の改正を行うとします。

内容につきましては、産業振興課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） それでは、議案第 32 号陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料のほうを見ていただきたいと思います。6-1 の資料のほうで説明させていただきます。

今回の改正につきましては、大きく 2 点に分かれています。

一つ目は、新規就農等をめざす営農実習者等が入居する住宅を整備改修するためというのが 1 点でございます。もう一つは、国の新規就農育成のための農業次世代投資資金の対象年齢が 45 歳未満から 50 歳未満と上限が引き上げられたことに合わせての改正でございます。

それでは、資料 6-1 に従って、説明させていただきます。

第 5 条につきまして、第 5 条、町長は、第 1 条の目的を達成するため、新農業人、受入農業者及び農業指導機関に対してというふうに改正となっております。こちらにつきましては、「受入農業者及び農業指導機関」という文言を追加という形にさせていただきます。

続きまして、資料 6-1 で説明いたしますが、別表 1 の中の事業種目に営農実習奨励金があります。こちらと農業経営開始奨励金、この 2 点の対象年齢が 45 歳未満から 50 歳未満というふうに引き上げてございます。

続きまして、資料 6-2 で御説明します。

こちらは、農業経営のために借り入れた農業関係制度資金の利子補給の補助に対する

ものですが、こちらと同じように45歳未満から50歳未満と年齢の引き上げを行っております。

続きまして、資料6-3でございますが、こちらのほうが今回新たにつけ加える営農実習用受入住宅改修補助金となっております。総事業費の10分の1以内で上限50万円、受入住宅改修時1回のみとなっております。この中の支給対象者の中で受入農業者及び農業指導機関、農業指導機関というのは陸別町農協を想定しております。こちらのほうが支給対象者ということでございます。

議案書のほうに戻らせていただきます。

陸別町農業人育成に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「新農業者」の次に「、受入農業者及び農業指導機関」を加える。

別表1を次のように改めます。

別表1につきましては、先ほど御説明したとおりとなります。

附則を読み上げさせていただきます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問にお答えいたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号陸別町新農業者育成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第1号）

○議長（本田 学君） 日程第9 議案第33号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第33号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,827万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,551万6,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第33号の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

議案第33号令和2年度陸別町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、5ページをお開きください。

2、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費15万円の補正であります。10節需用費であります。新型コロナウイルス感染予防のための手指消毒剤など庁舎の中で使う衛生用品の購入代であります。

15目特別定額給付金事業費は、新たな目の新設であります。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金給付事業でありまして、総額2億3,847万4,000円の予算計上であります。

まず、議案説明書により事業の概要を説明したいと思いますので、資料ナンバー7をお開きください。

資料ナンバー7です。

この事業の目的であります。緊急事態宣言のもと、家計への支援として一律に1人当たり10万円の給付を行うというものであります。

給付対象者につきましては、令和2年4月27日現在で陸別町の住民基本台帳に登録されている方、受給権者につきましては、その方の属する世帯の世帯主となります。

給付額につきましては、1人につき10万円。

4のスケジュール等につきましては、この補正予算が議決されましたら、早急に申請書の発送準備に取りかかりまして、13日前後には郵送を行います。その後、15日前後となっておりますが、速やかに申請書の受け付けを開始しまして、今月25日ころに

は最初の給付を開始したいというふうに考えております。また、給付申請書の受け付けにつきましては、受け付け開始から3カ月とされておりますことから、8月15日ころには受け付けを終了する予定としております。

5の経費についてであります。

ここで、大変申しわけありませんが訂正をお願いいたします。表の歳出の部分の上から3番目、2節時間外手当となっておりますが、これは3節の誤りでございますので、3節に訂正をお願いいたします。

この事業に要します経費の給付金と事務費につきましては、国から10分の10の補助がありますので、給付金の2億3,480万円と事務費の367万4,000円の総額2億3,847万4,000円につきましては、歳入歳出で同額を計上しております。

それでは、予算額の説明をいたしますので、 書の5ページにお戻りください。

15目になります。1節報酬、これにつきましては、会計年度任用職員の報酬で45人工分32万3,000円を計上しております。3節職員手当等は、担当職員の本業務に係る時間外勤務手当60万円。10節需用費の消耗品につきましては、事務用品費で21万4,000円、それから送付返信用の封筒などの印刷代としまして10万2,000円、合わせて31万6,000円の計上。11節役務費の通信運搬費につきましては、郵便料でありまして91万円、給付金の口座振込手数料で43万3,000円、あわせて134万3,000円。13節使用料及び賃借料につきましては、複写機使用料で10万円を計上しております。次のページをお開きください。18節負担金補助及び交付金につきましては、システム改修に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金でありまして99万2,000円、特別定額給付金が2,348人分で2億3,480万円、合計2億3,579万2,000円の計上であります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童措置費240万9,000円の補正であります。これも、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の子育て世帯への臨時特別給付事業でありまして、児童手当を受給する世帯に対して、その対象児童1人当たり1万円を上乗せするという臨時特別給付金であります。

10節需用費、11節役務費につきましては事務費でありまして、この事業に要する経費の給付金と事務費は、国から10分の10の補助がありますので、歳出では職員の時間外勤務手当9万1,000円を既定予算から加算しまして、歳入歳出同額の250万円を計上しております。

10節需用費の消耗品費につきましては、事務用品費でありまして12万円、それから広報紙への掲載ですとか案内送付用の封筒などの印刷で4万2,000円、合わせて16万2,000円の計上。11節役務費の通信運搬費は郵便料でありまして4万円、給付金の口座振替手数料7,000円、合わせて4万7,000円の計上であります。18節負担金補助及び交付金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金が220人分を見込みまして220万円の計上であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、10節需用費、消耗品費は、新型コロナウイルス感染症対策用の防護服ですとか体温計などの衛生資材の購入代としまして40万1,000円の計上であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金50万円の予算計上につきましては、先ほど議決をいただきました議案第32号の陸別町新農業人育成に関する条例の一部改正により新たに加わりました営農実習用受入住宅改修補助金の1件分の計上であります。

次に、2項林業費、1目林業振興費、18節負担金補助及び交付金789万7,000円の計上であります。

これは、民有林造林促進事業補助金でありまして、議案説明書の資料ナンバー8をごらんいただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、補助単価を改正しまして、当初との差額分を補正しようとするものであります。

表の下部に改正の理由を掲載しておりますのでごらんいただきたいと思っておりますが、苗木価格の上昇ですとか下刈り作業の工程等が見直されまして、令和2年度の北海道造林事業標準単価が大幅に増額改正されております。これによりまして、所有者負担が大幅に増額となりますことから、今回改正しようとするものであります。また、労務単価の上昇もあります。除伐、保育間伐、枝打ちにつきましても、所有者負担が年々増加の状況にありますことから、人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、枝打ちの補助単価を改正しまして、本年4月1日から適用することで所有者負担の軽減を図ろうとするものであります。

当初予算と改正案による補助単価と補助金の計上額を比較した表となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次のページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金につきましては、休業協力・感染リスク低減支援金380万円の計上であります。

こちらも、議案説明書の資料ナンバー、9-1をごらんください。

資料の9-1ですが、この事業の概要であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために北海道による休業等の要請に協力した町内事業者、それから陸別町が要請する感染拡大リスクを低減する取り組みを実施する町内事業者に対しまして支援金を給付するというものであります。

取り組みの期間につきましては、北海道の要請するものとしましては、遅くとも4月25日から5月6日まで、陸別町の要請によるものは4月27日から5月6日までの分としまして、給付対象者は町内事業者で、町内で事業を営む者としております。この中で、①の北海道からの休業要請対象施設、それから②の酒類を供給する①を除く飲食店において酒類の提供時間を短縮する事業者、③としまして、①・②に該当しない飲食店

のうち、テイクアウトメニューの提供、または休業及び営業時間を短縮する取り組みを行う事業者、この③が陸別町の要請するものとなっております。それから④の陸別町内の飲食店が実施するテイクアウトメニューの配送を行う事業者、この四つを対象としております。

支給の金額につきましては、①から③の事業者につきましては一律20万円、④の配送の事業者には実績による上限20万円としての支給としたいと考えております。

支給期間につきましては、北海道の支援金要綱の確定、それから本議会での議決後速やかに開始したいというふうに考えております。

予算の内容につきましては、資料9-2に表として対象の件数等を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

なお、この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が10分の10の対象となる見込みで計上しております。歳入の国庫補助金で同額を計上しております。後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、議案書8ページにお戻りください。

7款の説明については、資料のとおりであります。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費についてであります。108万8,000円の計上であります。10節需用費、消耗品費は、消毒液の手指用噴霧器、それから電子体温計などで5万4,000円。12節委託料の施設整備費につきましては、小学校の体育館の換気用網戸26カ所の設置業務で73万1,000円の計上であります。議案説明書、資料ナンバー10に、小さくて大変見づらい図面ではありますが設置箇所図をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。17節備品購入費は、管理用備品でありまして、非接触型体温計6本と加湿器4台の購入で30万3,000円の計上であります。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、350万1,000円の計上であります。10節需用費、消耗品費は、先ほどと同じく消毒液の手指用噴霧器や電子体温計などで5万4,000円。12節委託料の施設整備費は、中学校の換気用網戸82カ所の設置業務でありまして、317万2,000円の計上であります。議案説明書、資料ナンバー11-1から11-4にかけて、こちらも小さくて大変申しわけありませんが、設置箇所図をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。17節備品購入費、管理用備品につきましては、非接触型体温計3本と加湿器4台の購入で27万5,000円の計上であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、10節需用費、消耗品費につきましては、学童保育所用の消毒液の手指用噴霧器などで2万3,000円。

2目公民館費、10節需用費、消耗品費も、公民館用の消毒液の手指用噴霧器などで1万3,000円の計上であります。

次のページをお開きください。

次に、5項の保健体育費、2目体育施設費、10節需用費、消耗品費につきましては、町民に一般開放しております中学校の体育館用の消毒液の手指用噴霧器などで2万2,000円の計上であります。

11ページから14ページにつきまして、給与費明細書が添付されておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で歳出の説明を終わります。次に、歳入の説明に移ります。

4ページをお開きください。

4ページの1、歳入であります。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税につきましては、今回、普通地方交付税で880万4,000円を補正計上いたしました。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が18億8,680万7,000円、特別地方交付税は当初と変わらず1億8,000万円の計上でありまして、合計20億6,680万7,000円となります。令和元年度の普通地方交付税の確定額が19億5,461万5,000円でありますので、これと比較しますと、補正後の利用額は6,780万8,000円となります。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金につきましては、2億4,227万4,000円の補正予算の計上であります。特別定額給付金給付事業補助金は10分の10の補助でありまして、給付金分が2億3,480万円、事務費分が367万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にも同じく10分の10の補助でありまして、380万円の計上であります。

2目民生費補助金、2節児童福祉補助金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金でありまして、これも10分の10の補助で250万円の計上であります。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、4目いきいき産業支援基金繰入金、1節いきいき産業支援基金繰入金につきましては、470万円の計上でありまして、これは民有林造林促進事業に充当しようとするものであります。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第33号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから10ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、数点お尋ねをいたします。

今、個人に対しての10万円の給付ですとか、いろいろな形で陸別町内の業者を守るという意味でのいろいろな対応、対策があるわけなのですけれども、一応ここら辺については、コロナの影響が非常に大きいということなのですが、私、このことについては賛成するのですけれども、これからにおいて、現在、1次産業、例えば牛乳の消費低迷による、牛乳が余ってきているですとか、3月と4月分の牛乳の手取り額でも約30銭から40銭の落ち幅で、農家が大変苦勞していると。また、和牛の価格が急激に安くなったという意味で、素子牛のF1の雄子牛、また雌、またホルスタインの雄子牛等が非常に安くなってきていると。昨年ですと雄のF1で約35万円程度なののですけれども、現在では、もう20万円切っているという状況でございます。ホルスタイン雄子牛も、2月現在で十五、六万円いていたものが、今はもう10万円を切っていると。非常に大きな意味での打撃になっております。

そこで、町として、陸別町の農業、林業を守る意味で、いろいろな形で対応策をとっていかれるのではないかなと思われるのですけれども、今後どういう形で、町として1次産業体制の考えがあるのか、そこら辺をお尋ねすると同時に、農協としても5月15日から組合員全戸において、明治のおいしい牛乳を各家庭に1本ずつ、また、雪印さけるチーズを各1箱ずつ、これを組合員全戸、また、陸別町への贈呈として明治のおいしい牛乳200本を5月15日、25日、6月1日、8日、15日、22日、29日、7月6日の計8週にわたって町に対して寄贈するわけなのですけれども、ここら辺も、やはり農協といっても個々の農家の中からこれを贈呈するわけですから、傷みを伴って皆さんに消費していただくということですから、ここら辺についても、やはり町としてきちっとした考えを持って、陸別の酪農業を守るという意味で、こういうことも少し積極的に考えていただきたいと思っております。

それと、もう1点は、今回、非常に新型コロナウイルスの関係で、新規従業員を仮に陸別町に来ていただくという場合に、とりあえず2週間の待機期間というのが必ず必要なわけなのですよね。それで、2週間の待機期間は、必ず自宅において体温をはかって、必ず会社等に報告をするという義務がございます。その中で、労務につけない形で2週間待つという意味で、雇ってもその2週間というのはお互いに苦勞する場面で、そういうところは、仮に町営住宅に入った場合に家賃の減免、2週間の措置をいただくとか、今回も農協の職員で本州から来た方なののですけれども、やはり2週間待機させているわけなのですよね。そこら辺も含めて、労務につけないのですから、会社としては痛手なので、そういう新型コロナウイルスに対しての家賃の減免策ですとか、そういうことも少し考えていただけないかなと思っております。

それと、先ほどから全て消耗品等でアルコールとかいろいろあるのですけれども、町として町民の皆さんにマスクを配る、また事業者独自でマスクを購入しろとか、そういうマスクに対しての考えがないのか、仮に学校が始まってもマスク着用ですから、まだ

アベノマスクは当町には届いておりません。そういった中で、消耗品のアルコールで、庁舎を守る、病院を守る、それはわかります。ただし、町民全体を守る意味で、そういうマスクの配布というのは私は大事でないかなと思っております。

それと、教育に関して1点だけお尋ねするわけなのですが、学校が4月8日の入学式に始まって、それ以降休業なっております。先ほど教育長のほうからいろいろな行事について延期のお話がありました。先ほど修学旅行について私聞いたのですが、修学旅行も延期だと。それと同時に、学力の低下を防ぐために国で騒いでいるのは、夏休み、冬休みを短縮するとか、土曜授業に切りかえるとか、そういった形でこの大方ひと月間、学力の低下をどうやって防ぐかという意味では、そういう授業の体制になっていくのではないかなと思われまます。

それで、先ほど学校教育の施設整備の関係で、W i - F i の授業が昨年度可決されたわけなのですが、その中で、端末機について当町は今後導入予定なのですが、まだ急務ではないと。今騒いでいるオンライン授業ですか、この中で国全体でもまだ4%の普及しかないという形の中で、いろいろな形を模索しながら、子どもたちの学力の低下を防ぐという意味でどういうお考えなのか、今の全てのお尋ねいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 我々、今まで過去に経験したことの無い新型コロナウイルスに、今まさに立ち向かっているわけでございます。まず、酪農環境も十分私どもも承知しております。乳牛自体もやっぱり余りつつあると。個体数も値段が下がってきていると。ここら辺も、それぞれ農家の皆さんは苦しんでいるところであろうと思っておりますが、農水省の動き等々も、我々はそこら辺も把握していかなければならない。また、他町村、十勝の町村会等もありますから、そこら辺も十分連絡を密にして、酪農業に限らず、これが長くなってくると、対策した業種以外にもいろいろな影響が出てきていると私どもも思っておりますので、そこら辺を十分情報を仕入れながら対策をしていきたいと思っております。

それと、二つ目の担い手、新規で来ていただく方、本州あたりから来ていただければ、やはり2週間は待機してもらおうというようなことは、これはやっぱり外せないことではあると思っております。ただ、その期間、こちらに住まわなければなりませんし、そういったことにも影響が出てくると思っておりますので、そこら辺も十分考えてみる必要があるのだろうと、そのように思っております。

また、マスクに対する考え方でございますが、今、国民に均等に配られるというマスクはまだ届いておりません。しかしながら、陸別町においてもマスクは不足してはいたのですが、それぞれ人間は知恵を働かせて、手づくりのマスク等普及してまいりました。それがやっぱり全国的にもそういう傾向がございまして、だんだん市場にマスクも安く出てきたというのも事実でございまして、そこら辺ちょっと様子を見てみる必要があるのかなと、そのように考えているところでございます。

あとは、教育委員会関係だと思しますので、私のほうからは以上であります。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦） 議員が御質問の学力の低下関連でありますけれども、当然、学校で授業はできないということで、学力の低下が大変苦慮されるというところではありません。

今は、学校側のほうから教科書等に基づきまして、沿った課題を各家庭に配布して、家庭の中で学習をしていただいているというところでもあります。何とか学校の再開を待ち望んでいるという状況でありますけれども、今後、年間の授業時数の確保が課題となってくるところでありますけれども、議員御指摘のとおり、5月末まで休みというところで6月1日、再開もまだ決定していないというような状況の中で、夏休み、冬休みの長期休業、それから土曜日の授業日としての扱いというのは、この4月、5月で教育委員会議、それから校長、教頭会議を数回開いております。その中で、今後の対応について検討しているところでもありますけれども、当然、何らかの措置をしていかないと年間の授業時数を確保することができないということでもありますので、今週は1週間休みでありますけれども、来週から随時分散登校もしていきながら、6月1日以降に向けた対応も協議していきながら、速やかな再開に向けた取り組みをしていく必要があるというふうに考えております。

それから、W i - F i 授業、インターネットとかの授業、オンライン授業の関係でありますけれども、なかなか公立学校ということで、ここの整備がまだ十分されておられません。今は、まず小学校、中学校の環境整備ということで予算をつけていただいて、ここを整備していくところでもありますけれども、端末機の導入につきましても、当初、文科省が想定していた時期より前倒しで実施されるだろうと予測をしております。その流れに沿って、国、道の通達を参考にしながら、いち早く端末機の導入、また端末機の導入後、W i - F i 環境も課していきながら、オンライン授業等も早期に対応できるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） ワクチンができない限り、あと3年間はそのままの形で進むだろうということも言われております。ワクチンが何せできないことには、なかなか新型コロナウイルスに対して打ち勝てないということも言われております。ぜひとも、学校教育においては、オンラインの授業化というのは一つの案かなと思われております。全国で4%という数字しかまだ稼働していない状況なのですけれども、そこら辺も含めた中で、オンライン授業をやっているところは一步先を進んでいるのかなという形でもありますので、どうかそこら辺も含めた中で、端末機の早期購入と子どもたちにいち早くねらえてもらうという環境の中で進めてほしいと思っております。

それと、町長からの答弁もありました。

酪農、林業、1次産業の町です。林業に対しての補助策も出ました。本当に輸入材を扱っている業者がほとんど倒産しているというニュースも伺っております。それと、今年度、酪農後継者が4棟ぐらいの自分の住宅を建てたいわけなのですが、それもいつ建てていいかわからないという状況でございます。それは中国からの建材とか、トイレ、風呂、いろいろ中国産が多いということで、そこら辺も追いつかないという状況にあります。そういったいろいろなことも出てきておりますので、いろいろな形で方策、対策をとっていただきたい。

それと、一番顕著に、今回、本当にここ数カ月で数字にあらわれたのが、酪農ヘルパーでございます。一切どこにも行くなという休業要請の中で、ヘルパーの稼働率が低かったということで、ここ数年にない大幅な赤字を計上したわけでございます。いち早く新型コロナウイルスが終息していただかなかつたら、酪農ヘルパー自体も利用者の皆さんに使っていただけない現状もでございます。ぜひとも、農業観点の中から全てを洗い出して、いろいろな形で方策をとっていただくと同時に、牛乳の消費拡大については、町独自で大きな声を出して、農協から寄贈された牛乳を上手に使うですとか、また町独自で牛乳をもっと振る舞うとか、乳製品を食べてもらうとか、いろいろな形で頑張っていて、この難局を乗り切っていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどもお話ししましたが、いろいろな業種にも影響が出てきていると。もちろん林業もそのとおりで、議員のおっしゃるとおりであります。

先がなかなか見えないのですが、議員おっしゃるとおりだと思っておりますので、全ての業種で一事業所、また一個人事業者が廃業しないように、町としてもできる限りの御協力、バックアップをしていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 最後なのですが、私、こんなことは絶対あってはいけないと思うわけなのですが、十勝管内で第1号の感染者が出ました。その第1号の感染者の家族、子ども、全てがその町を去ったという情報も聞いております。ぜひとも、この町でもし感染者が出たという場合は、やはり学校教育、また町民全てが、温かい目で、温かい形で、感染された方も感染されていない方も被害者だと思っておりますので、ぜひともそこら辺の情報の共有と誹謗中傷、いろいろなデマ、そういうことがないようにきちっとした対応をとっていただけるようお願いして、終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるように、感染した方が悪いわけではございませんので、それは新型コロナウイルスというのが敵でございます。そういった意味で、温かい目で見れるよう、誹謗中傷のない、もし感染者が出ましたら、そういうことのないようにいろいろな広報等も、もし利用できるのなら利用しまして、そういうことも啓発して

いきたいなど、そのように思っております。

○議長（本田 学君） ほかに質疑はありませんか。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 8ページの7款商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金380万円についてお伺いいたします。

今回、商業関連ということで、休業協力金のことで、先ほど副町長の説明もありました中で理解したところでございます。4月27日から5月6日までということでございますが、この緊急事態宣言ですが、感染者が非常に多いことから国も道も5月4日から今月31日まで延期するということでございます。新聞の情報によりましたら、道は協力金はその後考えていないということでございますが、これから長期戦だと私は思っております。小さい町だからこそできることというのはあるのかなと思われます。今回、本町としての休業協力金ですか、6日以降についてはどのように考えていくのか、その辺お伺いいたします。

それと、8ページの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の12節委託料73万1,000円について、説明書の図面を見ましたら、小学校は、教室のある部分と体育館ということでございますが、その他の教室について現実はどうのような形になっているのか。それと、あくまでもこれは新型コロナウイルス対策を目的としてやるということであるのか、その辺2点ほどお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先が見えないので、この新型コロナウイルスに関しては、休業も延長になっているわけですが、議員おっしゃるように、道はそういう答えを出したところであります。私どもは、この前に新聞発表したときも、なかなか我々から見えないようなところもありますので、商業界、これは経済界、商工会を中心として、いろいろな情報をたくさん仕入れて、そして今、何が有効に、何をしてもらえば一番喜んでいただけるのかなということを含めまして、その延長分をどうするということは、今、その分は正直考えてはおりませんが、全般的にそのように、ちょっと長い目で協力していかなければならないなと思っておりますので、そのタイミングをやはり見計らっていききたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） それでは、2点目に御質問いただいた小学校の体育館の網戸の件でありますけれども、まず、中学校含めて、今回の網戸の設置に関しましては、新型コロナウイルス対策のために設置をしようとするものであります。学校では、1時間おきぐらいに換気を行って感染予防対策をとっておりますことから、必要な教室につきましては、網戸を設置するという事で整備をしようとするものであります。

なお、小学校につきましては、平成22年に校舎の建てかえ新築を行いました。校舎

部分につきましては、新築時に各教室に網戸を設置したところであります。一方、屋内体育館につきましては、既存の建物をそのまま地震補強という形で建物を使用しております。その段階で地震補強に合わせて外壁等内壁等も改修を行いましたが、このときは網戸の必要性が高くなかったことから、事業に組み込まれなかったというところであります。今般、この新型コロナウイルス対策のために、小学校体育館にも網戸を設置しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに質疑はありませんか。

3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） それでは、3 点お伺いいたします。

3 点のうち一つはお願いになるかと思いますが、8 ページの歳出の7 款商工費、2 目商工振興費の1 8 節負担金補助及び交付金で、これは前の議員も質問しておりましたが、休業協力・感染リスク低減支援金3 8 0 万円についてであります。

議案説明書9 - 2に記載されているわけでありますが、ここの給付対象者の①につきましては、北海道からの休業要請の業種でもあります。法人1 社と個人6 件ということではありますが、もちろん個人名は必要ありませんが、この1 社と6 件で北海道の定める業種の分類に当てはめた場合、それぞれの業種の人数をお伺いいたします。

また、これに関連してであります。1 8 節で既に予算科目に計上されておりましたプレミアム商品券発行事業についてであります。4 月9 日に開催されました議員協議会で説明を受けておりますが、4 0 %飲食店プレミアムの商品券、これについては現行の予算の範囲内で一部内容を変更して販売しているわけであります。販売開始から既に2 週間がたっておりますが、予定した5 0 0 セットの売り上げの状況をお伺いいたします。

それと、これはお願いになるのですが、先ほど先輩議員が質問しておりましたが、1 次産業、特に酪農業の窮状であります。生乳の生産量、先ごろ報道されておりますが、令和元年度は史上最高の生産量ということでありました。なおかつ、これから5 月、6 月、7 月にかけては生産量が大きくふえる時期であります。そういう時期にあって、飲用向けがダブつくということで生乳取引単価が下がるという懸念が心配されて、先ほどの議員も質問していたわけであります。陸別の生産量は、道内の中で見れば1 %程度であります。酪農業を主たる産業としております当町といたしまして、財政支援は別といたしましても、少なくとも町民に対して飲用乳の促進の働きかけというか啓蒙、これは町が積極的に、これまでもやってきたわけでありますが、新型コロナウイルス感染症に絡めまして、より以上積極的に啓蒙していただきたいと、そのように考えております。

以上、3 点お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 一番最初の質問でございますが、道の休業要請をした施設につきまして、道のカテゴリーの分類がございまして、法人1社につきましては集会展示施設、こちらの分類が法人1社となっております。個人6件につきましては、大学、学習塾等、こちらの分類で3個人となっております。また、遊興施設等というので、こちらが2個人、最後に、商業施設、こちらの商業施設という分類で1個人、以上で6件の個人と1社の法人が道の分類のとおりとなっております。

続きまして、二つ目の質問でございますが、飲食店限定の商品券の販売状況でございますが、4月26日に500セット、1セット5,000円ですが、販売開始しまして、初日312セット売れております。現在、453セット販売を終了しております。47セットまだ残っております。

なお、今月の22日まで売るということになっております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 3点目の生乳の町民に対する飲用の啓蒙ですけれども、こちらにつきましては、農協とも協力をしていただきながら検討していきたいと思っておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 飲用乳の消費拡大につきましては、ただいま御答弁いただいたように、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの支援金の質問を続けますが、給付対象者の①と②につきましては、説明でありましたように、北海道において協力要請に応じた事業者ということでありました。それで、そういうふうを考えますと、①と②については、北海道の給付額の上乗せのような取り扱いと考えられるわけでありまして、そうなりますと、北海道に申請して、北海道から受給できるということが前提条件になるということで、そういう条件がつくということなのか、お伺ひいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） ただいまの質問でございますが、①の給付対象につきましては、あくまでも議員御指摘のとおり、道の支援金を受け入れるということで①のくくりとなっております。②につきましてみも、同じようにこちら道の支援金を受けると、そういうようなことになっております。ただし、陸別町独自で定めております③がその他の飲食店ということで、③について、その他の①・②に該当しないものを③で救おうということ設定されております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、最後の質問になりますが、給付金、それから支援金についてでございますが、整理いたしますと、国は持続化給付金と特例定額給付金、それ

から道は休業支援金、そして、町の休業協力・感染リスク低減支援金と、そのほかに冒頭の行政報告で、町長が触れられておりました、中小企業に対するいろいろな優遇制度もございます。これらの申請とか、それから申請の受け付け、それから相談を受ける窓口なのですが、これは町の中ではどのように設定されているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 今回予算計上しました、こちらの陸別町の支援金につきましては、商工会の会員以外も商工会で周知並びに受け付け、そういう申請行為を商工会のほうでサポートいたします。もちろん、陸別町のほうに来ましても同じように窓口として受け付けております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに質疑はありませんか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） さきの議員と重複するかと思うのですが、商工関係で、休業協力金を出す段階で、この説明書を見ますと4月27日から5月6日までとなっておりますけれども、現在でも休業を要請されて休業しているという実態の中において、5月6日までの支給金額が20万円なのか、それ以後についてプラスアルファなのか、それとも20万円が足切りなのか、その辺についてちょっと、6日以降休んでいる人たちについてはどういう考えなのか、伺いたいと思います。

それから、7ページの林業関係ですけれども、18節の民有林造林促進事業780万円のことについて、資料を見ても4,000円から3万円ぐらい、当初予算より単価を上げて補助金を出すという形なのでは、今まで人工造林の関係においては、キクイムシの被害が9ヘクタール、多分ヘクタールの基準だと思うのですが、総体的に人工造林は59ヘクタールということで理解していいのかわかりませんが、そういう形の中で、今後、造林をする上で決して59ヘクタール程度では済まないと思うのですね。ということは、今後ともこの単価でいくのか、それとも、随時単価が上がった場合においては、いわゆる森林保護のためにも、そういう補助を出してでもきちっと整備するという考え方なのか、今回限りなのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、道の休業要請との関係ですが、道の休業要請は御存じのとおり、現在、延長となっております。延長するというのが条件で道の支援金はいただくということになっておりますので、こちらのほうは、それぞれの個店判断で道の休業要請を申請される場所は、そのように従っているというふうに聞いております。

民有林の促進事業の補助金に関してですが、こちらのほうは、御指摘のとおり人工造林につきましては、過去から所有者負担をなくすと、ゼロということで所有者負担がか

からないようにするというので、今まで林業奨励を行っておりますので、今後、人件費の上昇など道の単価の変更などが、これからも当然、令和3年、令和4年とある可能性もありますが、資料にもあるとおり、その辺を加味したものになるかと思われま

面積についてですが、資料にあります人工造林の面積59.58ヘクタールでございますが、これは今年度これから事業をするものとなっておりますので、秋口の段階では若干また変わる可能性もあります。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 1点目の休業延長に対して、さらに上乗せをするかどうかということかと思うのですが、道のほうは上乗せはしないという方向です。それから、町におきましては、先ほど町長が言いましたように、今回この延長によって上乗せをするということは今拙速に考えてはいないということでもあります。ですから、延長されても、まずは20万円の道の上乗せ分として出しますので、それでお願いをしたいということでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 商業関係についての説明は理解したのですが、林業関係なのでも、説明では、今年度は59ヘクタールと、ヘクタールですよ、面積。その中である面ですけれども、先ほど言ったように、キクイムシの被害面積等について、もっと調査された上で9ヘクタールで終わっているのかどうか、そういうことを考えると、今後、面積がふえる可能性と継続的に植林事業を進める上で、町も上乗せしながら未立木地を解消していくというふうに理解していいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） キクイムシの被害面積は9.24ヘクタールと資料に載っておりますが、こちらは、森林組合の今年度の事業量など、可能なできる事業量などと相談しまして、今年度はこちらで決めておりますが、次年度以降、これからまたやる面積などは変わるかと思えます。

以上でございます。（「今後の継続は」と発言する者あり）

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 事業につきましては、この事業は今後も継続してまいります。単価につきましては、先ほど課長が申しましたように、道の単価が変わってきて、また個人負担が多くなるというようなことがあれば、また見直しをしながら、民有林促進事業については継続をしております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう方向で進めていってもらいたいということとあわせて、再造林は31ヘクタール。現在、僕も森林組合から直接聞いたわけではないけれども、造林をされないというのかな、いわゆる皆伐されて植林を目指しているけれども、今のところ保留されている面積等もあって、これからするために苗木が足りないとかいろいろな、簡単に言えば森林組合の情報によりますと、いわゆる労務者がというか働いている人たちがなくて、植林ができないという実態があると聞いております。

そういった中において31ヘクタール、ことしはそうですけれども、足りない面積が31ヘクタールでは済まない、私は思うのです。そういった意味で、町としても植林をする、民有林の造成のために、もう一段考え方を改めてというか、シフトして造林を進めていっていただくということが僕は前提だと思いますので、その辺について、今後予算等も、それから森林税の関係も含めて再造林を進められる、そういう覚悟についてちょっと伺いたいと思うのですが、どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど副町長も答えたのですが、この事業に関しては継続しながらやっていくということですが、継続しながら、議員おっしゃることも探りながら様子を見ながらといいますか、進めていきたいと、そのように思っております。必要であれば予算化等々もしなければいけないと、そのようには思っております。

○議長（本田 学君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（本田 学君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和2年陸別町議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午後 0時18分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員